

防衛庁附属機関組織規程（昭和29年総理府令第39号）第48条の規定に基づき、防衛医科大学校の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和48年11月27日

防衛庁長官 山中 貞則

防衛医科大学校の内部組織に関する訓令

改正	昭和49年4月9日	庁訓第15号	平成30年3月30日	省訓第26号
	昭和50年4月2日	庁訓第12号	令和3年3月31日	省訓第18号
	昭和51年5月10日	庁訓第14号	令和4年3月31日	省訓第43号
	昭和52年4月18日	庁訓第10号	令和5年6月30日	省訓第59号
	昭和53年4月5日	庁訓第17号	令和6年3月29日	省訓第50号
	昭和54年4月4日	庁訓第19号		
	昭和55年4月5日	庁訓第8号		
	昭和56年4月3日	庁訓第20号		
	昭和61年4月5日	庁訓第17号		
	昭和62年5月21日	庁訓第21号		
	昭和63年4月8日	庁訓第19号		
	平成元年5月29日	庁訓第36号		
	平成3年4月12日	庁訓第14号		
	平成4年4月10日	庁訓第22号		
	平成5年4月1日	庁訓第17号		
	平成7年3月30日	庁訓第20号		
	平成8年5月11日	庁訓第26号		
	平成8年9月25日	庁訓第48号		
	平成9年4月1日	庁訓第12号		
	平成13年3月29日	庁訓第36号		
	平成14年3月27日	庁訓第20号		
	平成15年3月28日	庁訓第28号		
	平成19年3月27日	省訓第10号		
	平成19年3月30日	省訓第28号		
	平成22年4月1日	省訓第15号		
	平成24年4月6日	省訓第15号		
	平成25年5月16日	省訓第37号		
	平成26年3月31日	省訓第22号		
	平成27年4月10日	省訓第20号		
	平成28年3月28日	省訓第16号		
	平成28年3月31日	省訓第34号		
	平成29年3月31日	省訓第28号		

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛医科大学校（医学教育部、病院及び防衛医学研究センターを除く。第14条において同じ。）に置かれる各課、医学教育研修センター及び図書館事務室の内部組織並びに防衛医科大学校の総務部に置かれる会計監査官、医学教育研修センターに置かれる医学教育開発官及び学生部に置かれる主任訓練教官補佐を定めるものとする。

(総務課)

第2条 総務課に、課長補佐3人及び次の6係を置く。

秘書係
総務係
文書・保全係
人事第1係
人事第2係
人事第3係

2 総務課に、サービス専門官1人及び渉外広報専門官1人を置く。

3 サービス専門官及び渉外広報専門官は、課長の命を受け、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の定める事務に従事する。

(経理課)

第3条 経理課に、課長補佐1人及び次の8係を置く。

用度第1係
用度第2係
調達第1係
調達第2係
原価計算係
支出係
出納係
給与係

2 経理課に、会計管理専門官1人、調達管理専門官1人及び情報セキュリティ監査官を置く。

3 会計管理専門官、調達管理専門官及び情報セキュリティ監査官は、課長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(厚生課)

第4条 厚生課に、課長補佐1人及び次の3係を置く。

厚生第1係
厚生第2係
保健係

(主計課)

第5条 主計課に、課長補佐1人及び次の3係を置く。

総務係
予算決算係
執行係

(企画課)

第6条 企画課に、課長補佐1人及び企画係を置く。

2 企画課に、企画計画専門官1人、機構定員専門官1人及び自衛隊・地域連携専門官1人を置く。

3 企画計画専門官、機構定員専門官及び自衛隊・地域連携専門官は、課長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(管理施設課)

第7条 管理施設課に、課長補佐2人及び次の6係を置く。

管理係
給食係
管財係
営繕係
工務第1係
工務第2係

(情報システム課)

第7条の2 情報システム課に、情報保証専門官1人、サイバー攻撃対処専門官1人及びデジタル化推進専門官1人を置く。

2 情報保証専門官、サイバー攻撃対処専門官及びデジタル化推進専門官は、課長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(医学教育研修センター)

第8条 医学教育研修センターに、次の3部門を置く。

教育評価部門

教育改革・計画部門

臨床研修部門

2 教育評価部門は、教育成果の調査、分析及び評価に関する事務をつかさどる。

3 教育評価部門に、教育評価専門官1人を置く。

4 教育評価専門官は、医学教育研修センター長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

5 教育改革・計画部門は、教育内容及び教育計画の改善並びに教官の教育能力の向上に関する事務をつかさどる。

6 教育改革・計画部門に、教育改革専門官1人及び教育計画専門官1人を置く。

7 教育改革専門官及び教育計画専門官は、医学教育研修センター長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

8 臨床研修部門は、臨床研修の管理及び研修医官に関する事務をつかさどる。

9 臨床研修部門に、研修管理室を置く。

10 研修管理室は、次の事務をつかさどる。

(1) 研修医官の教育計画の立案に関すること。

(2) 研修医官の教務の記録に関すること。

(3) 研修医官の教育及び研究に関する資料の作成に関すること。

(4) 研修医官の服務に関すること。

(5) 研修医官の人事及び給与に関すること。

11 研修管理室に、研修管理室長を置く。

12 研修管理室長は、医学教育研修センター長の命を受け、室務を掌理する。

13 研修管理室に、室長補佐1人及び次の2係を置く。

総務係

研修係

14 部門に、教授、准教授、講師及び助教を置く。

(事務部)

第8条の2 事務部に、入学試験室並びに事務長補佐2人及び次の6係を置く。

総務係

企画係

調整係

医学科教務係

看護学科教務係

研究科教務係

2 事務部に、教務専門官1人を置く。

3 教務専門官は、事務長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

4 入学試験室においては、医学科学生及び看護学科学生の入学試験に関する事務をつかさどる。

5 入学試験室に、入学試験室長を置く。

6 入学試験室長は、事務長の命を受け、室務を掌理する。

7 入学試験室に、室長補佐1人及び次の2係を置く。

医学科入学試験係

看護学科入学試験係

(学生課)

第9条 学生課に、課長補佐2人及び次の4係を置く。

学生係
看護学科学生係
補導係
企画係
器材係

(図書館事務室)

第10条 図書館事務室に、次の3係を置く。

企画係
整理係
閲覧係

(課長補佐、室長補佐、事務長補佐及び係)

第11条 課長補佐は、学校長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、学校長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

3 事務長補佐は、学校長の定めるところにより、事務長を補佐し、事務部の事務を整理する。

4 係の分掌事務は、学校長が定める。

5 係に、係長を置く。

6 係長は、課長、室長又は事務長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

(会計監査官)

第11条の2 防衛医科大学校の総務部に会計監査官1人を置く。

2 会計監査官は、主任会計監査官の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(医学教育開発官)

第12条 防衛医科大学校の医学教育研修センターに、医学教育開発官1人を置く。

2 医学教育開発官は、医学教育研修センター長の命を受け、センターの事務のうち授業の内容及び方法の改善に関する事項について、医学教育研修センター長を助ける。

(主任訓練教官補佐)

第13条 防衛医科大学校の学生部に、主任訓練教官補佐1人を置き、訓練教官をもつて充てる。

2 主任訓練教官補佐は、学生部長の定めるところにより、主任訓練教官を補佐し、訓練教官の業務を整理する。

(委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか、防衛医科大学校に置かれる各課、医学教育研修センター及び図書館事務室の内部組織に関し必要な事項は、学校長が定める。

附 則

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則 (昭和49年4月9日庁訓第15号)

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則 (昭和50年4月2日庁訓第12号)

この訓令は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則 (昭和51年5月10日庁訓第14号)

この訓令は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則 (昭和52年4月18日庁訓第10号)

この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日庁訓第17号）
この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和54年4月4日庁訓第19号）
この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則（昭和55年4月5日庁訓第8号）
この訓令は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則（昭和56年4月3日庁訓第20号）
この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日庁訓第17号）
この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日庁訓第21号）
この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日庁訓第9号）
この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年5月29日庁訓第36号）
この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成3年4月12日庁訓第14号）
この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成4年4月10日庁訓第22号）
この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成5年4月1日庁訓第17号）
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日庁訓第20号）
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月11日庁訓第26号）
この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成8年9月25日庁訓第48号）
この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日庁訓第12号）
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日庁訓第36号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日庁訓第20号）
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日庁訓第28号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日省訓第10号）
この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

- 附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）
1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓第15号）
この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

- 附 則（平成25年5月16日省訓第37号）（抄）
1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

- 附 則（平成26年3月31日省訓第22号）（抄）
1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

- 附 則（平成27年4月10日省訓第20号）（抄）
1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月28日省訓第16号）
この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

- 附 則（平成28年3月31日省訓第34号）
1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日省訓第28号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

- 附 則（平成30年3月30日省訓第26号）
1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

- 附 則（令和3年3月31日省訓第18号）
1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日省訓第43号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日省訓第59号）
この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

- 附 則（令和6年3月29日省訓第50号）（抄）
1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。